

バイオメディカル・ファジィ・システム学会選挙管理規定

平成 6 年 11 月 1 日 (制定)
平成 25 年 11 月 7 日 (改訂)
令和 2 年 7 月 28 日 (改訂)

(目的)

第1条 この規定は、バイオメディカル・ファジィ・システム学会会則第12条第2項に基づき、本学会の役員の選挙について定めるものである。

(役員)

第2条 選挙により選出される役員の種別と人数は次のとおりとする。

- ・会長 1 名
- ・副会長 2 名
- ・理事 4 名以上 10 名以内
- ・監事 2 名
- ・顧問 会長職経験者

第2項 理事の数については、会長が他の役員と協議の上決定する。

(役員の任期)

第3条 前条に定めた役員の任期は、選挙直後の 4 月 1 日より翌々年の 3 月 31 日までの 2 年間とする。

第2項 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、バイオメディカル・ファジィ・システム学会会則第15条により、前任者の残りの期間とする。

(選挙権および被選挙権)

第4条 役員の選挙権、被選挙権は選挙直前の本学会の個人会員全員が有する。

(選挙管理委員会)

第5条 会長は、他の役員と協議の上、本学会の個人会員の中から 4 名の選挙管理委員を指名し、選挙の実施を委託する。

第2項 役員は、選挙管理委員を兼ねることができない。

第3項 選挙管理委員は、互選により委員長を選出する。

(投票)

第6条 選挙管理委員会は、選挙までに「本選挙管理規定」、「投票用紙」を個人会員全員に発送しなければならない。尚、「バイオメディカル・ファジィ・システム学会個人会員名簿」は必要に応じて配布するものとする。

(当選者の決定)

第7条 選挙管理委員会は、返送されてきた投票用紙を集計し、有効得票数の上位より、第2条に定めた定員数の役員を決定する。

(新任役員名簿の公示)

第8条 選挙管理委員会は、投票の結果選出された役員の名簿を、選挙直後の総会にて報告し、その年の 3 月 31 日までに個人会員全員に発送しなければならない。

(選挙管理委員会の解散)

第9条 4 月 1 日の新役員の就任をもって、選挙管理委員会は解散する。

附則 本規定は、平成 6 年 11 月 1 日より施行する。

附則 本規定は、平成 25 年 11 月 7 日より施行する。

附則 本規定は、令和 2 年 7 月 28 日より施行する。